訓　令

○法務省訓令第１号

検事総長
検　事　長
検　事　正

検察庁事務章程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年４月10日

法務大臣　上川　陽子

検察庁事務章程の一部を改正する訓令

検察庁事務章程（昭和60年法務省訓令第１号）の一部を次のように改正する。

第22条第１項中「690人」を「698人」に改める。

別表第８の２を次のように改める。

別表第８の２（第16条の２関係）

地方検察庁	数
東京地方検察庁	1
横浜地方検察庁	1
さいたま地方検察庁	1
千葉地方検察庁	1
水戸地方検察庁	1
宇都宮地方検察庁	1
前橋地方検察庁	1
静岡地方検察庁	1
長野地方検察庁	1
新潟地方検察庁	1
大阪地方検察庁	1
京都地方検察庁	1
神戸地方検察庁	1
大津地方検察庁	1
名古屋地方検察庁	1
津地方検察庁	1
岐阜地方検察庁	1
広島地方検察庁	1
山口地方検察庁	1
岡山地方検察庁	1
福岡地方検察庁	1
熊本地方検察庁	1
鹿児島地方検察庁	1
仙台地方検察庁	1
福島地方検察庁	1
札幌地方検察庁	1
高松地方検察庁	1
松山地方検察庁	1

別表第10を次のように改める。

別表第10（第21条関係）

地方検察庁	数
東京地方検察庁	12
横浜地方検察庁	4
さいたま地方検察庁	2
千葉地方検察庁	1
大阪地方検察庁	8
京都地方検察庁	2
神戸地方検察庁	2
名古屋地方検察庁	4
広島地方検察庁	2
岡山地方検察庁	1
福岡地方検察庁	3
熊本地方検察庁	1
仙台地方検察庁	1
札幌地方検察庁	2

附　則

この訓令は、平成27年４月10日から施行する。

告　示

○内閣府告示第七十五号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の規定に基づき、並びに同法及び同令の規定を実施するため、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金交付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年四月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

原子力発電施設等緊急時安全対策交付金交付規則の一部を改正する規則

原子力発電施設等緊急時安全対策交付金交付規則（昭和五十五年科学技術庁告示第三号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項第四号中「及び第九号」を「から第九号まで」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

○内閣府告示第七十六号

平成二十四年内閣府告示第四十六号（沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）第三十二条の二の規定に基づき、沖縄の振興の基盤となる施設の整備に関する事業を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年四月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

別表第三号に該当する事業等の項中「並びに幼稚園」の下に「（幼稚園から移行した幼保連携型認定こども園を含む。以下同じ。）」を加え、「大規模改造（統合）」を「学校統合に伴う既存施設の改修」に改める。

別表第五号に該当する事業等の項中

二　林道改良事業 三　共生環境整備事業 四　機能回復整備事業	を

二　林道改良 三　林道点検 四　共生環境 五　機能回復	に改める。

別表第七号に該当する事業等の項中

防災緑地緊急整備事業 特定地区公園事業 市民農園整備事業 公園事業特定計画調査 公園施設長寿命化計画策定調査 吸収源対策公園緑地事業 都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業 中心市街地活性化広場公園整備事業 市民緑地等整備事業 緑化重点地区総合整備事業 公園施設長寿命化対策支援事業	を

「都市公園安全・安心対策事業 園事業 境事業 ハ　レクリエーションに関する施設の整備事業 ニ　別に定める効果促進事業の交付対象としない事業等	に改める。

ハ　レクリエーションに関する施設の整備事業	に、

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○内閣府・財務省告示第四号

沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第百八十六号）第二条の規定に基づき、沖縄振興開発金融公庫法施行令第二条の規定に基づき主務大臣の指定するものを定める件（昭和四十七年大蔵省・理府告示第四号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十七年四月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎